

「安全・事故防止」に関する 経営協議会開催

JR四国労組は本日、発第140号で付議した「安全・事故防止に関する経営協議会」を開催した。

JR四国労組は今日まで「安全の確保」は輸送機関の最大の使命であるとの認識のもと、全組合員の安全に対する意識の高揚、傷害事故防止、健康管理など「安全・事故防止」に対する取り組みを展開してきた。

今後も「安全輸送の確保」は労使共通の最重要課題であることを再認識し、事故を引き起こさせない体制づくりに向けて、会社と協議を行った。

【発第140号「2020年度安全・事故防止に関する付議」】

- 1 2019年度の自動車事故、運転阻害事故、傷害事故の概要及び労働災害の発生状況と原因を明らかにするとともに、今後の防止対策等について明らかにされたい。

※「2019年度自動車事故概要」及び「2019年度労働災害の概要」については、今後、業務委員会や各種会議の場を通じて報告していくこととします。

- 2 2020年度の安全・事故防止対策の基本方針と、安全・安心輸送体制の充実・強化に向けた取り組みについて明らかにされたい。

別紙「2020年度輸送の安全に関する重点施策」参照

安全衛生管理体制については、各支店の安全衛生委員会の充実・強化と産業医の積極的な活用により、職場における健康管理体制の整備を図りながら、安全輸送体制の充実と傷害事故の撲滅を目指します。

また、安全・安心運転の根幹となる乗務員の健康管理の充実策のひとつとして、定期健康診断結果を基に必要な精密検査の義務付けを図るとともに、その経費は会社負担とする体制を継続します。

一方、健康診断結果の注意を要する人については産業医と就労にあたっての注意事項等について協議し、健康管理体制を強化するとともに記録に残すこととしています。

メンタルヘルスに関しては、ストレスチェックの実施を継続します。

JR四国労組自動車支部ニュース

2020年6月26日（No20／2）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／幸

大

3 2019年度の安全輸送設備の設置実績と、2020年度の設備投資・改善計画について明らかにされたい。

1 2019年度の主な実績（計は2020年3月末の両数）

- | | |
|---------------------------------------|--------------------|
| (1) 老朽車両の取り替え | (高速バス14両 543百万円) |
| 4月2両、6月3両、7月3両、9月2両、10月2両、3月2両 | |
| (2) 高速バス新車に運転注意力モニター等を採用 | (14両追加 計86両) |
| (3) 高速バス新車に衝突被害軽減ブレーキ、
車間距離警報装置を採用 | (14両追加 計83両) |
| (4) 高速バス新車にサイドビューカメラを採用 | (14両追加 計86両) |
| (5) 高速バスの異常接近警報装置（ソナーシステム）の拡充 | (14両追加 計78両) |
| (6) 夜行高速バス自動消火装置整備 | (5両追加 2百万円 計22両) |
| (7) 通信型ドラレコ及びデジタコー体型ドラレコの導入 | (59両追加 11百万円 計98両) |
| (8) 教育訓練車の整備 | (3両追加 1百万円 計4両) |

2 2020年度の主な計画

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 老朽車両の取り替え | (高速バス10両 612百万円) |
|---------------|------------------|

4 安全・事故防止に関する意識の高揚及び技術継承並びに異常時対応の教育等の取り組みについて明らかにされたい。

適切な研修の実施による意識高揚と技術習得及びグループ体制による相互啓発・人材育成

- | |
|---|
| (1) 運行管理者、補助運行管理者を対象とした部内研修の実施 |
| (2) 指導運転係による指導体制の充実強化（指導運転係研修等） |
| (3) 乗務員グループ指導体制の充実（グループ活動の計画実施、接客サービス研修） |
| (4) 若年運転者の事故防止に向けて、フォローアップ研修の充実強化 |
| (5) 乗務員特別研修の実施（事故、苦情惹起者） |
| (6) ヒヤリハット報告の活性化（全員参加）及びデータ分析結果の活用 |
| (7) 教育訓練支援装置取付車両による研修 |
| (8) 優良運転者表彰の実施、事故防止合言葉の設定と募集・表彰 |
| (9) 異常時対応訓練の実施（運行管理者、指導運転係、グループリーダー、乗務員フォローアップ研修等で事故、車両火災、地震及びバスジャック対応について実施） |
| (10) 運転競技会開催による接客と安全意識の醸成 |

5 これまでの新型コロナウイルス感染症防止策を明らかにするとともに、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を踏まえた今後の対応方について明らかにされたい。

1月31日に対策本部長を社長に新型コロナウイルス対策本部を設置、同日マスク等の備品購入及び乗務員・プラザ社員への対応等を事務連絡で指示をしました。その後、車内のアルコール消毒等、6月1日までに随時、計12回の事務連絡を出し、感染防止対策を行いました。また、5月1日からは安否確認メールで社員の健康状態の確認を毎日行っています。

JR四国労組自動車支部ニュース

2020年6月26日（No20／3）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／幸

大

ガイドラインに沿った対応方

- (1) 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。
- (2) 従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- (3) 運転者については、体調確認時に体温測定を行い健康状態を確実に把握するとともに、異常がある場合は乗務中止の措置をとる。また、発熱等がある場合、休みやすい環境を作る。
- (4) 乗務中はマスク着用の徹底、外気導入や窓開け等の車内換気を行い感染防止に努める。
- (5) 乗務中体調に異常を認めた時には、運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに乗務を中止させる。
- (6) 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む「三つの密」を避ける行動変容を促す。
- (7) 感染者が確認された場合、保健所、医療機関の支持に従い運行の実施等を判断する。

- 6 お客様及び乗務員の車内における新型コロナウイルス感染症の飛沫回避対策として、間仕切りカーテンを設置するなどの対策等を講じるべきと考えるが、会社の考え方を明らかにされたい。

高速バスの一部運行再開にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止施策

- (1) 乗務員、接客社員はマスクの着用義務付け。
- (2) 社員の手洗い・うがいの徹底。アルコール消毒液を設置し、身の回りの除菌・消毒、高速バス車内のアルコール消毒液による除菌・消毒・清掃の実施。
- (3) 外気導入による車内換気の徹底。
- (4) 車内において乗務員の飛沫感染防止、お客様同士の間隔を確保するため、一部座席の発売の休止。
- (5) お客様にマスクの着用、乗車時に手指の消毒のお願い、車内には毛布の設置はしない。
- (6) プラザの販売窓口、バス車内の運転席に透明ビニールシートによる飛沫感染防止策を実施しており、3列車については間仕切りカーテンを代用。

- 7 2019年度の乗務員リーダー研修の実績と、それによる効果についてどのように分析しているのか明らかにされたい。

2019年度は9月に睡眠研修及びグループ活動計画、事故防止等について実施、2回目の3月実施予定は新型コロナウイルス感染症の影響で中止になりました。睡眠については、個々の環境もありますが概ね理解されたと思われ、下期のグループ活動に研修内容は反映されたと考えています。

- 8 2019年度の脳健診の実施状況と今後の計画及び安全衛生管理体制のさらなる充実に向けた取り組みについて明らかにされたい。

脳健診の実施計画については、前年度から40歳に到達の運転係及び代務運転A指定者15名を対象に実施し、前々年度未検診の運転係3名についても実施しました。

今年度も引き続き40歳に到達の運転係及び代務運転A指定者を対象に実施します。

その結果、運転係及び代務運転A指定者の受診者は、累計148名となりました。

また、運転係の睡眠の質を向上させ安全輸送を図るため、部外講師（株）ニューロスペース）を招き眠気防止や仮眠施設での快適な睡眠がとれるよう睡眠改善研修を実施しました。

JR四国労組自動車支部ニュース

2020年6月26日（No20／4終）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／幸

大

- 9 事業計画において「オートマチック変速機搭載車を拡大するとともに運転疲労の軽減効果を確認する」としているが、具体的にどのような方法で確認・分析し活用するのか明らかにされたい。

オートマチック車については、現在随時導入されていますが、各支店配置台数が少ないため軽減効果の確認を行える状況ではありません。しかしながら、運転者の個々の感想では軽減していると好評です。今後は、具体的な項目でアンケートを実施し効果を分析したいと考えています。

- 10 松山・大阪間など実車～回送となる続行便の行路について、回送区間も実車同様の運転業務に従事しているにも関わらず、交替運転者の配置基準にある「距離による考え方」により、回送区間は適用外となることから長距離運行となっている。改めて、1日の走行距離上限600kmの適用は回送も含めたものとすべきと考えるが、会社の考え方を明らかにされたい。

交替運転者の配置基準にある「距離による考え方」の適用を変える考えはありません。

- 11 これまでも高年齢者の体力的負担等を踏まえ健康管理や行路設定、職場の確保について協議してきたが、昨年会社からの回答において「職場の確保は、他社出向（JR四国グループ以外）の拡大を含め、引き続き課題である」との考え方が明らかになった。この間の高年齢者に対する職場確保に向けた取り組み内容を明らかにするとともに、今後の方向性について会社の考え方を明らかにされたい。

自動車運転係が主体となる職場であり、会社としても職種が限定されるところであり、高年齢の場合でも身体機能、健康、運転適性等条件を具備すれば運転係を継続していただきたいと考えています。

職場の確保は、他社出向（JR四国グループ以外）の拡大を含め、引き続き課題と考えています。

健康管理については、健康診断・人間ドックによる検診の実施と要精密検査の場合の速やかな受診の慫慂を日常的に指導していきます。

高齢者の事故防止については、NASVAの適齢診断（55歳以上）の実施とその結果の活用による事故防止の指導を行っています。

各項目について、会社側から上記のとおり回答があった。

さらに、当面する最大の課題は新型コロナウイルス感染症の対応であり、一層の経費削減施策を推進するとともに収支改善に取り組み、この厳しい状況を乗り切っていくとの考えが示された。

これに対し組合は、安全を最優先に収入の確保に努め、この難局を労使を挙げて乗り切るとともに、「安全・事故防止」については、具体的に問題提起し「安全を優先する風土の構築、安全文化の醸成」を広く浸透させるため徹底した協議を行い、今後も継続して取り組んでいく考えを示した。

なお、協議内容の詳細については、今後大会及び各種会議等で周知していくこととする。

以 上

2020年度輸送の安全に関する重点施策

2 0 2 0 年 6 月

ジェイアール四国バス(株)

◇ はじめに

2020年度は、安全方針である「安全綱領」に基づき、事故、輸送障害及び車両故障を着実に減少させるべく、安全のPDCAを回す運輸安全マネジメントをハード、ソフト両面から推進し、全社員がプロ意識に徹し安全・安心運転に取り組めます。

また、「接客サービスの心構え」に基づき、今年から新たにバリアフリー改正法にそった研修も取り入れ、さらに接客レベルの向上を目指すこととします。

◇ 輸送の安全に関する基本的な方針(安全方針)

「安全綱領」

- 1 安全は輸送業務の最大の使命である。
- 2 安全の確保は規程の遵守及び執務の厳正から始まり不断の修練によって築きあげられる。
- 3 確認の励行と連絡の徹底は、安全の確保に最も大切である。
- 4 安全の確保のためには、職責をこえて一致協力しなければならない。
- 5 疑わしいときは、手落ちなく考えて、最も安全と認められるみちを採らなければならない。

◇ 事故防止目標

- 1 重大事故を発生させない
- 2 有責事故を減少させる(3秒ルールとヒヤリハットミーティング)
- 3 輸送障害を減少させる(置き去り)

◇ 輸送の安全に関する重点施策(安全重点施策)

1 乗務員研修等の充実

(1)安全に関する研修

- ・新任乗務員研修(0年～3年運転係対象) 教育訓練車活用の深度化
- ・グループ活動の充実
 - 各支店に配備した教育訓練車の活用
 - 異常時対応訓練の実施(事故、車両火災、地震、バスジャック)
- ・運転競技会開催による接客と安全意識の醸成(バリアフリー競技種目等の追加)
- ・クレフィール湖東での旅客自動車運転者研修の受講(新任)

(2)サービス研修の継続実施

- ・継続したサービス研修(バリアフリー研修と部外講師の活用)

2 運行管理者等研修

- (1) 運行管理者、補助運行管理者を対象とした部内研修の実施
 - ・女性運行管理者の育成
 - ・点呼での乗務員指導能力向上（点呼体制の充実）
- (2) 指導運転係等研修の実施による乗務員研修の活性化
 - ・運行管理者、次世代運行管理者の育成

3 健康起因事故防止の取り組み

- (1) 乗務員40才以上の脳検診、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査の実施
- (2) 健康診断結果通知等を産業医との連携し、面談による健康指導に活用

4 ヒヤリハット、ドラレコデータ活用を深度化

- (1) ヒヤリハット報告の分類・分析データを活用
- (2) 毎月一回小グループでヒヤリハットミーティングを実施
- (3) 各種研修及びグループ活動等で危険予知訓練

5 飲酒運転事故防止の取り組み

- (1) 行き先地でのアルコール検知体制（ジェイアールバス各社との連携）
- (2) 「飲酒事故撲滅の日」（毎月7日）運動の意識付け
- (3) 飲酒習慣の把握と必要により健康管理及び生活指導の実施
- (4) 飲酒運転防止インストラクターによる正しい飲酒習慣の啓蒙

6 安全装置の導入（衝突被害軽減ブレーキ、通信型ドラレコ、自動消火装置の拡大）

- (1) 通信型ドライブレコーダーを全車に導入（ローカル含む）
- (2) 自動消火装置の拡充（新車）
- (3) 新製車両投入による衝突被害軽減ブレーキ等の安全装置拡大
- (4) 安全装置を利用した効率的な運行管理
 - ・通信型ドライブレコーダーの安全運転支援等への活用
 - ・新型デジタルタコグラフの安全運転及び省エネ運転指導への活用
 - ・バスロケ及び位置検索システムを活用した運行管理業務支援体制の維持
 - ・安否確認システムによる情報伝達方法の維持

7 省エネ運転の推進（デジタコ及び燃費計を活用した教育）

- (1) 新型デジタコデータを活用した教育指導
- (2) 車両の燃費計等を有効活用し、省エネ運転の推進

8 スカニア製 DD 車の導入

- (1) 実車使用に向けての乗務訓練の実施

9 車両技術研修の継続実施

- (1) グループリーダー研修、フォローアップ研修、運行管理者研修等での実施
- (2) 各支店のグループ活動で継続実施

10 整備管理者・補助管理者研修の継続実施

- (1) スカニア製 DD 車の整備技術の習得
- (2) メンテナンス会議と連携して整備管理者研修を実施